



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等尙くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

道路上に軌道敷設に關する件通

(大正十三年七月十九日發甲第二〇號道廳)
長官各府縣知事 土木監督兩局長通牒)

軌道敷設に方り之と同時に道路を改良するは得策なる義と存候得共未だ軌道敷設の特許を受けざる以前に於て軌道を敷設するものとして道路改良計畫を樹立する向往々有之事務の處理上不都合不尠候條是等の場合に於ては特許を受けたる後相當御計畫相成様御留意相成度

問 道路敷地に付ては其の國有たると、民有たるとに論なく民法の時効成立するや(徳島生)

答 本問題に付きては學者間に於て議論の存する所であるが、要するに時効制度は一定の事實に法律効果を附與したのであつて、其の取得すべき土地が如何なる用途に供せられて居るかは問ふ所でないが、唯だ道路の效用が廢止せられざる間は假令其の敷地を時効に依つて取得しても道路たる公法的制限に服せなければならぬのである。本問題に付ては本誌第六卷第一號の本欄に於て田中幹事から詳細應答してあるから参照せられたい(枝川生)

問 道路法第二六條の規定に依り賃取渡船場又は賃取橋梁設置の許可を與へ工事竣功の上其の供用を開始したるときは道路附屬物として國の營造物に歸屬し其許可又は承認を受けたる者は法第六條の規定に依り橋梁及渡船場を構成する物件に對しては私權を行使することを得ざるのみならず同條但書の規定に依る所有權の移轉又は抵當權の設定若は移轉をも爲すことを得ざる義と解すべきや(阿波鳴門生)

答 凡そ營造物の管理權と之を構成する物件に存する私權とは別個の存在を爲すを妨げざるは近世に於ける營造物の觀念より生ずる當然の歸結であつて、營造物の主體と其營造物を構成する物件の所有權者とが異なる場合を學者は他有公物より成る營造物と名づけてゐるのである。(註公物の主體と其物の

所有權者と異なる場合を他有公物といふ。我道路法も右の理論を採り道路は凡て國家の營造物であるが之を構成する敷地其他の物件に存する私權は國家以外の者に歸屬し得ることを認め、第六條に依り只營造物たる道路の效用を全うするが爲めに必要な限度に於て私權の行使を停止する事を定めてゐる。そして所有權の移轉又は抵當權の設定若は移轉の如く營造物たる道路の效用に妨なきものは之を停止する必要なきが故に第六條に但書の規定を設けたのである。本問の如く道路法第二六條の規定に依り許可を得て設けたる賃取渡船場又は賃取橋梁は右に所謂他有公物の一であり、問者の言ふが如く國家の營造物となるのであるが、其物の所有權は依然として従前の所有者に歸屬し私權は只第六條の規定による制限を受くるに止るのである。(第二條參照) 即ち所有權の移轉又は抵當權の設定若は移轉をなすは妨ない。其他の私權の行使は停止せられるのである。然るに茲に一の問題が生ずる、それは右の如き賃取渡船又は橋梁の所有權を移轉したる場合に於て新所有者は當然に右渡船又は橋梁の經營をなし得るやの問題であるが、此經營行爲は所有權の内容をなすものではないから所有權の移轉に伴うて當然に移轉するといふことは出來ない。別に第二六條に依り許可の内容を變更する處分を受ける

ことを要するのである。(田中法學士)

問 道路法第二條第三號に「道路に接する」の道路とは道路管理者が各自の管理する道路に接して設置するの謂にして府縣道修理用材料の常置場を市道に接して設置する等の場合を包含せざるや(阿波鳴門生)

答 道路法第二條第三號に規定する「道路に接する云々」の道路とは道路修理用材料の常置場を設置する主體の管理に屬する道路の謂である。道路法第二條第三號は道路修理用材料の常置場が道路の附屬物たることを規定したものであつて、道路に接するなる語に依つて、其の所在を限定せられてゐる。法第二條各號のものが道路の附屬物として道路法に規定せる所以のものは、それが道路と一體不離の關係にあるが故であるから、若し道路修理用材料の常置場が或る主體に依り當然修理せらるべき道路以外の道路即ち本質疑後段の如き、或は京都市街路の修理用材料の常置場が阪神國道にして設置せられてあるが如き場合には、附屬物たるの本義に過つたものと云ふことは出來ない、即ち道路管理者が其の管理する所の道路に接して之が修理用材料の常置場を設置する時始めて其の常置場が道路の附屬物として意義を爲すのである(小坂囀託)